

第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画策定
支援業務委託プロポーザル実施要領



令和5年10月
花巻市

1 業務の目的

花巻市では、現在、第2期花巻市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援施策を推進しているところであるが、計画期間が令和6年度をもって終了することから、その成果や課題を踏まえるとともに、本市における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況把握や、ニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、事業量の推計、目標量の設定、子ども・子育て支援会議等の運営支援などを実施し、令和7年度から令和11年度を計画期間とする、第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画を策定する。

2 業務の概要

(1) 件名 第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務

(2) 業務の内容

委託業務内容	委託業務内容詳細
① 業務実施計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> 本市の子育て支援の計画的な取組を推進し、本市の地域特性に配慮した子育て支援施策を積極的に推進していくための調査・計画立案を行うにあたり、作業の円滑化・効率化のために必要な業務実施フローの作成
② 基礎的な地域データ及び資料の収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定に必要な統計データや資料等の収集・分析 上記データ等に基づいた本市の現状や課題整理
③ 子ども・子育て支援に係るニーズ調査の企画・実施、集計・分析、調査結果報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするために、本市の子ども・子育て世帯の生活実態や動向、子ども・子育て支援のニーズや課題、新型コロナウイルス感染症の流行が子ども・子育て世帯に与えた影響等を把握するためのニーズ調査の企画・実施 調査結果の集計・分析、調査結果報告書の作成
④ 現行施策の検証及び実施状況の取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画における関連分野の施策執行状況や今後の課題・施策方針等を把握するための関連施策評価調査の企画・実施 調査結果の集計・分析、調査報告書の作成
⑤ 需要量の推計・目標量の設定	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援に係るニーズ調査及び現行施策の検証等をもとに、教育・保育提供区域設定に関する提案・検討を実施し、各種事業の需要量の見込みを推計 資料などから分析把握したサービス提供状況や見込み量、花巻市の施策進捗状況や子ども・子育て会議の審議結果などを踏まえ、計画における各種事業の目標量の設定支援
⑥ 第3期子ども・子育て支援事業計画案骨子案の作成	<ul style="list-style-type: none"> 調査分析結果等を反映し、第3期子ども・子育て支援事業計画骨子案を作成 ※骨子案の作成にあたっては「花巻市まちづくり総合計画」の児童福祉施策及び子育て支援施策、「花巻市人口ビジョン」の人口推計や各種目標値、「花巻市保健福祉総合計画」

	「花巻市障がい福祉計画」「花巻市障がい児福祉計画」「花巻市教育振興基本計画」等との整合性・関連性を充分考慮し、計画全体のフレーム、基本的事項、本市の目指すべき子育て支援の方向性等の整理を行う
⑦ 第3期子ども・子育て支援事業計画案の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局で設定した成果指標（目標値）についての指導・助言 ・骨子について、事務局での修正内容や設定した成果指標（目標値）等を踏まえた最終的な構成案のデザイン等の調整
⑧ 第3期子ども・子育て支援事業計画案及び概要版のデザイン・レイアウト案の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民が内容を理解できるよう、写真、図表、イラスト等を用いた第3期子ども・子育て支援事業計画案の本編及び概要版のデザイン、レイアウト案の作成
⑨ パブリックコメントの実施支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画素案がほぼ確定した段階でホームページ等を活用したパブリックコメントの実施を支援（実施アドバイス、意見への対応策の作成等）し、結果を計画案へ反映 ※パブリックコメントの実施時期については、発注者と協議のうえ決定することとする
⑩ 計画案の最終調整・納品	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の審議を経て、内容が確定した後、印刷原稿（印刷電子データ）を納品 ※成果品については後述のとおり
⑪ 花巻市子ども・子育て会議の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・花巻市子ども・子育て会議（令和5年度1回、令和6年度3回）の開催にあたり、資料の作成、必要な助言、会議運営支援 ・当日は業務責任者もしくは業務担当者が適宜オブザーバーとして出席し、資料の説明や国及び県の動向など、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映
⑫ その他計画策定に必要と思われる打合せ及び助言	<ul style="list-style-type: none"> ・策定作業に係る打合せへの出席。 ・実施にあたっての専門的知見による助言。

(3) 各業務期間 契約締結日から令和7年3月31日

(4) 提案上限額 令和5・6年度総額 9,911,000円（税込）

なお、各会計年度の上限額は次のとおりとするが、令和5年度と令和6年度の提案合計額は、上記に記載する令和5・6年度総額を超えない範囲とすること。

令和5年度 2,970,000円（税込）

令和6年度 8,030,000円（税込）

※上記限度額は、契約時の予定価格を示すものではない。また、令和5年度12月補正において、令和6年度分の債務負担額を5,247,000円から8,030,000円に変更予定。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、令和5年10月1日現在において、次に掲げる要件を全て満たし、

契約期間において確実に業務を遂行する能力を有する者とする。また、各要件については、合同提案者として応募事業者とは別の事業者を置くことができる。ただし、応募事業者、合同提案者のどちらか一方が審査結果の決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

- (1) 花巻市指名競争入札参加資格者名簿（物品・リース）に登載されていること。ただし、4(3)に定める書類を提出し、その内容の審査を受けて資格を有することが認められたときは、この限りではない
- (2) 国や地方公共団体が発注した契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと
- (3) 過去に自治体が発注した同種業務（第2期子ども・子育て支援事業計画等）の受託実績を有していること
- (4) 花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号の暴力団等に該当しない者であること。またいずれかの利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること
- (7) 市でのヒアリング、業務遂行の打ち合わせ等に出席でき、その他必要に応じ、緊密な連絡調整が可能であること

4 参加資格審査に関する提出書類及び提出方法

- (1) 受付期間 令和5年10月13日（金）～令和5年10月25日（水）午後5時（必着）
- (2) 申込方法 以下に記載の必要書類各1部を下記提出場所へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。
持参の場合は、執務時間内（平日午前8時30分から午後5時15分まで）に提出すること。
- (3) 提出書類 ①プロポーザル方式参加申込書（様式1）
②会社概要書（様式2）
③財務諸表（「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費及び一般管理費の明細」、「製造原価明細」及び「個別注記表」を最新3年分）
④業務実績調書（様式3）
※ 花巻市指名競争入札参加資格者名簿（物品・リース）に登載されていない者については、上記に加え下記の書類を提出すること。
⑤定款・会則等
⑥商業登記簿謄本又は事業所証明書
⑦印鑑証明書（直近1か月以内のもの）
⑧国税及び地方税の納税証明書（税の未納が無いことを証明するもの）
⑨花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号に規定する暴力団等に該当しないことの誓約書（様式4）
- (4) 提出場所 〒028-3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡4-161
花巻市教育委員会教育部こども課
- (5) 結果通知 参加資格審査については、参加申込があり次第随時行い、参加資格結果通知書を申込書記載の連絡先に送付する。

5 企画提案審査の提出書類及び提出方法

参加資格審査の結果、参加の資格があると認められた者は、次に記載する企画提案に係る書類を提出すること。

(1) 受付期限 令和5年11月8日（水）午後5時（必着）

(2) 申込方法 以下に記載の必要書類を下記提出場所へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。

持参の場合は、執務時間内（平日午前8時30分から午後5時15分まで）に提出すること。

(3) 提出書類 **ア 企画提案書**

- ・ A4判（補足資料等においては、必要に応じ折り込みA3判も可）
- ・ 両面印刷
- ・ ページ数に制限は設けないが、下記の項目を含めて明瞭・簡潔に作成すること
 - ① 業務の進め方（仕様書（案）の「4 委託業務の内容」を参考とすること）
 - ② 上記作業内容別の作業計画
 - ③ 独自提案事項
 - ・ 「1 業務の目的」に記載している現計画の成果や課題等を踏まえるとともに、第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る提案事項を具体的に記載すること。
 - ・ 審査の際、専門知識のない者も理解できるよう、可能な限り平易な表現で分かりやすい記載内容とすること。専門用語を使用する際は、脚注をつけるなどすること。
 - ④ 過去の業務実績
 - ・ 過去に自治体に対して行った子ども・子育て支援事業計画等の策定支援業務について、発注元の自治体の意向をふまえ、どのような策定支援を行い、どのような計画が策定できたかを具体的に記載すること。

イ 業務従事者一覧

- ・ A4版、様式自由
- ・ 本業務の対応人数、業務体制図。なお、業務担当者の取りまとめ及び本市との連絡窓口となる業務責任者を明記すること

ウ 見積書及び積算内訳書

- ・ 本見積書の金額をもって契約金額とするものではない。

(4) 提出部数 12部

(5) 提出場所 〒028-3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡 4-161
花巻市教育委員会教育部こども課

(6) 留意事項

- ・ 提出された書類等は、返却しない。
- ・ 提出された企画提案書その他本件プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、花巻市情報公開条例（平成18年花巻市条例第19号）に基づき情報公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

6 質問の受付と回答方法

本プロポーザルの内容について不明な点がある場合は、次のとおり質疑を受け付ける。

- (1) 受付期限 令和5年10月19日(木)午後5時
- (2) 質疑方法 質問書(様式5)に記入の上、電子メールにて送信すること。
- (3) 回答方法 令和5年10月23日(月)午後5時までに、受け付けたすべての質問に対する回答を取りまとめ、参加事業者全員に電子メールで送付する。また、花巻市ホームページにおいても公開する。
- (4) 受付先 花巻市教育委員会教育部こども課
E-mail: jidou@city.hanamaki.iwate.jp

7 審査項目及び配点

(1) 審査・選考の方法

- ① 審査は、提出された書類の審査及び参加者へのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、市が設置するプロポーザル選定委員会の委員により審査を行う。
- ② 参加者が5者を超えた場合は、2段階で審査を行う。一次審査(書類審査)の評価結果上位3者が二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)に進み、一次審査及び二次審査の合計点で契約候補者を決定する。
- ③ 審査の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位になった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容を基に契約締結に向けて具体的な条件等について協議を行うものとする。
- ④ 期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。ただし、次点者との契約締結を確約するものではない。
- ⑤ 契約候補者等の審査に関する詳細日程は、参加者に対し別途通知する。
- ⑥ 選定委員会に関する事項は、「第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託プロポーザル選定委員会設置要領」に定める。
- ⑦ 応募者が1社のみであっても、最低基準点(合計点の6割)である300点を超えた場合は、契約候補者とする。
- ⑧ 審査結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査の概要

プレゼンテーションは1社あたり30分とする。

なお、プレゼンテーションは、実際に業務に従事する者が行うこと。

概要説明について、所定の時間を超過した場合は、途中でも打ち切る場合があるので、留意すること。

- ① 準備(5分)
- ② 参加者の提案書に対する概要説明(15分)
- ③ 委員によるヒアリング(15分)
- ④ 片づけ(5分)

(3) 評価項目及び評価基準

審査における評価項目、評価の着眼点及び配点は、下記のとおりとする。(100点×5名=500点)

●審査における評価項目、評価の着眼点及び配点

No.	評価項目	評価の着眼点	配点
-----	------	--------	----

1	業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に対する十分な実績があるか。 ・業務を一任できる体制となっているか。 ・双方の進捗状況等を確認できる体制がとれているか。 ・過去の業務実績（自治体に対して行った子ども・子育て支援事業計画等の策定支援に関する業務）の内容が具体的に記載されているか。 ・市職員と十分にヒアリングを行うことができる程度のコミュニケーション能力（ヒアリングを通じて課題を引き出す能力等）があるか。 ・情報の保護、情報漏えいの防止を保持できる体制が整備されているか。 	20
2	作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に対するスケジュールが適正であるか。 ・適切な進捗管理が計画されているか。 	10
3	業務の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の把握方法が具体的に示されているか。 ・業務の進め方が具体的に示されているか。 ・業務の流れや本業務によって得られる成果を具体的にイメージすることができるか。 ・仕様書にて指定する成果物について、それらを具体化するプロセスが具体的に盛り込まれており、実現可能性が認められるか。 ・子ども・子育て支援に係るニーズ調査に関する企画・実施、集計・分析などが具体的に記載されているか。 	30
4	独自提案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・提案された独自提案事項の内容に具体性があり、実現可能性が認められるか。 	20
5	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・提案された体制、内容に見合った金額が算出されているか。 ・経費節減等、企業努力がされているか。また、極端に安価な金額ではないか。 	10
6	プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案の内容について、専門家以外が聞いても理解しやすい説明であるか。 ・論理的かつ的確な説明が行われているか。 ・委員からのヒアリングについて、丁寧に回答を行っているか。 	10

8 スケジュール

(1) プロポーザルのスケジュール（予定）

内 容	日 時
基本方針の策定	令和5年9月28日（木）
実施要領およびプロポーザル選定委員会設置要領の策定	令和5年10月10日（火）
プロポーザル選定委員会の開催 （審査方針決定）	令和5年10月12日（木）

公告・実施要領の配布	令和5年10月13日（金）
参加申込の受付	令和5年10月13日（金） ～令和5年10月25日（水）午後5時まで
参加資格審査期間	令和5年10月13日（金）～令和5年10月25日（水）
質疑受付期間	令和5年10月13日（金） ～令和5年10月19日（木）午後5時まで
質疑に対する市の回答期限	令和5年10月23日（月）
企画提案書提出期限	令和5年11月8日（水）午後5時まで
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和5年11月16日（木）
審査結果通知 見積書及び積算内訳書の徴収	令和5年11月30日（木）
見積書及び積算内訳書の審査	令和5年11月30日（木）～令和5年12月15日（金）
契約締結	令和5年12月中旬～12月下旬

(2) 業務のスケジュール

契約内容	内 容	日 時
	プロポーザル実施要領等の作成	令和5年10月上旬
	プロポーザル実施	令和5年11月16日
	契約締結	令和5年12月中旬～12月下旬
令和5年度事業	業務実施計画の作成 （業務実施フローの作成）	令和5年12月下旬～令和6年1月下旬
	基礎的な地域データ及び資料の収集・分析 （集計・分析、分析結果提出）	令和6年1月上旬～1月下旬
	子ども・子育て支援に係るニーズ調査の企画、対象者への配布、対象者からの回収	令和6年1月上旬～令和6年3月上旬
令和6年度事業	子ども・子育て支援に係るニーズ調査の集計・分析、調査結果報告書の提出	令和6年4月上旬～5月下旬
	現行施策の検証及び実施状況の取りまとめ	令和6年4月上旬～6月下旬
	需要量の推計・目標量の設定	令和6年4月上旬～6月下旬
	第3期子ども・子育て支援事業計画案骨子案の作成	令和6年6月下旬～8月下旬
	第3期子ども・子育て支援事業計画案の作成	令和6年9月中旬～10月中旬
	第3期子ども・子育て支援事業計画案及び概要版のデザイン・レイ	令和6年11月上旬～令和7年1月中旬

	アウト案の作成	
	パブリックコメントの実施支援	令和6年10月中旬～11月上旬
	計画案の最終調整・納品	令和7年2月上旬～3月上旬

9 その他留意事項

(1) 契約に関する基本的事項

- ・本件の提案に基づく契約の件名は、「第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託」とする。
- ・契約交渉相手方の選定をもって企画提案書等に記載された内容のすべてを承認するものではない。契約候補者決定後、企画提案内容の仕様書への反映等について、市と協議を行い、項目の追加・変更及び削除を行った上で、本契約の仕様書に反映し、再度見積合わせを行う。
- ・契約方法及び支払方法は、花巻市財務規則（平成18年花巻市規則第60号）の規定による。
- ・第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画策定業務については、令和6年度の予算額（債務負担行為）について、令和5年12月補正成立（債務負担行為の増額変更）を前提とした事前手続きであり、予算成立後に効力を生じるものであるため、令和5年12月補正予算が否決された場合は、契約を締結しないものとする。

(2) その他

- ・本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とし、市はその一切を負担しない。
- ・本プロポーザルへの参加者は、市が提供する資料及び知り得た情報等について、情報セキュリティの秘密保持に留意し、いかなる場合においても他に漏らさないこと。
- ・受注者は、本業務の成果に基づくシステムに係る設計・開発・運用保守業務を受注できないものとする。また、再委託先、企業連合の構成員にもなることができないものとする。

10 担当部署

花巻市教育委員会教育部こども課 担当 瀬川、高橋

〒028-3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡4-161（花巻市石鳥谷総合支所2階）

電話番号：0198-41-3149（ダイヤル） FAX：0198-45-1321 メール：jidou@city.hanamaki.iwate.jp